

公益財団法人目黒区国際交流協会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人目黒区国際交流協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都目黒区におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国際化の進展する目黒区において、区民の創意と協力を基本とした国際交流並びに外国人支援により人々の国際相互理解を促進し、多様な文化を認めあい、人間の絆を育む豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 国際交流事業

- イ 留学生の交流と社会参加
- ロ 文化、スポーツ、経済にわたる国際交流
- ハ 外国人住民の日本文化体験や各国の文化紹介

(2) 外国人支援事業

- イ 日本語学習の支援
- ロ 外国人住民の各種相談と生活情報の提供
- ハ 通訳者派遣及び翻訳の協力

(3) 国際交流並びに外国人支援に関する調査、研究、広報活動

(4) 地域の国際交流活動団体との連絡、調整及び支援

(5) 国際交流ボランティアの発掘と支援

(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は主として東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、前条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理

しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を必要とする。

(財産の維持管理及び運用)

第6条 この法人の財産の維持管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類は定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 10 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 11 条 この法人に評議員 7 名以上 11 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関係団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人になった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで、その効力を有する。
- 10 評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。又、評議員には、監事及びその親族その他特別の関係がある者が含まれることになってはならない。
- 11 評議員のうちには、他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である評議員の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 12 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 13 評議員に異動があったときには、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(評議員の任期)

- 第13条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第14条** 評議員には、各年度の総額が評議員全体で30万円を超えない範囲で、職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

- 第15条** 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 役員（理事及び監事）及び評議員の報酬並びに費用の支給基準
- (3) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、年 1 回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要に応じて開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があつたときには、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、文書通知を省略して評議員会を開催することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は評議員の互選による。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任

- (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに、第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条で定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに記名押印しなければならない。

第6章 役員等

(役員の設定)

第24条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上11名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長及び1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の代表理事とし、同項の常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 第2項に定める副理事長の代表権は、理事長が欠けた場合又は事故のため職務を執行できない場合にのみ行使し、その順位は年長の者を第1とする。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定めるものである理事の合計数は、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特別の関係にある者を含む。)及び評議員(その親族その他特別の関係にある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別な関係があつてはならない。
- 6 理事又は監事に異動があつたときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 協会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- 4 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- 5 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を求め、理事長が理事会を開催せざるときは、自ら理事会を開催すること。
- 6 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、この法人の使用人を兼ねる理事に対しては、報酬を支給しない。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(役員責任の免除)

第31条 この法人は、理事及び監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長)

第32条 この法人に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会において選任する。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 35 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
 - (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集するとき。

(招集)

第 36 条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同 5 号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は理事会の決議に理事として議決に加わることは

できない。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、並びに出席した副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第42条 理事長の業務執行を補佐するため、理事会はその決議により、次の委員会を設置することができる。

- (1) 企画運営委員会
- (2) 基本財産運用委員会
- (3) 職員分限・懲戒委員会
- (4) その他理事会が必要と認めた委員会

2 各委員会の任務、構成及び運営に関する事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員の任免は、理事長が行う。但し、事務局長は理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事長が別に定める。

(帳簿及び書類)

第44条 事務所に、次の帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款

- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事録
 - (5) 財産目録
 - (6) 事業計画書及び収支予算書
 - (7) 事業報告書及び決算報告書
 - (8) 監査報告書
 - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、この法人の情報公開規程による。

第10章 会員

(会員)

- 第45条** この法人の趣旨に賛同する個人又は団体並びにこの法人の行う事業に参加、協力する個人又は団体を会員とすることができる。
- 2 会員に関する事項は、理事長が別に定める会員に関する規定による。

第11章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

- 第46条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条の目的、第4条に規定する公益目的事業及び第12条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第47条** この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

- 第48条** この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 情報管理

(情報公開)

第 50 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報保護)

第 51 条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 13 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。

2 前項の公告方法に加えて、電子公告の方法により行うこともできる。

第 14 章 補則

(委任)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

付則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、公益法人の登記の日を事業年度の開始の日とする。

3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は附則別表のとおりとする。

付則別表 最初の理事及び監事名簿（附則第3項関係）

役 職	氏 名
代表理事（理事長）	加藤玲子
代表理事（副理事長）	上正原興
代表理事（副理事長）	今中美耶子
業務執行理事（常務理事）	加藤芳照
理事	井上正幸
理事	藤井彌太郎
理事	侯曙茜
理事	栗山正
	柴田好夫
監事	佐藤健次
監事	市川力也

付則

- 1 この定款は、平成27年6月16日から施行する。

付則

- 1 この定款は、平成28年3月23日から施行する。

付則

- 1 この定款は、平成28年6月13日から施行する。